

港長公示第 6-107 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 6 年 11 月 26 日

京 浜 港 長

お台場海浜公園付近海域における航泊の禁止について

京浜港東京区第 2 区お台場海浜公園付近海域において、花火の打上げが実施されることに伴い、下記により船舶（花火の打上げに従事する船舶、港長が許可した船舶を除く）の航泊を禁止する。

記

1 期間

令和 6 年 12 月 7 日（土）、14 日（土）、21 日（土）、24 日（火）、28 日（土）の各日 18 時 30 分から花火の打上げが終了し、安全が確認され、標識の撤去が開始されるまでの間（19 時 05 分を予定）

2 区域（別図参照）

花火打上げ台船（北緯 35 度 37 分 53.86 秒 東経 139 度 46 分 06.38 秒）を中心とする半径 180m の円内海域

3 標識

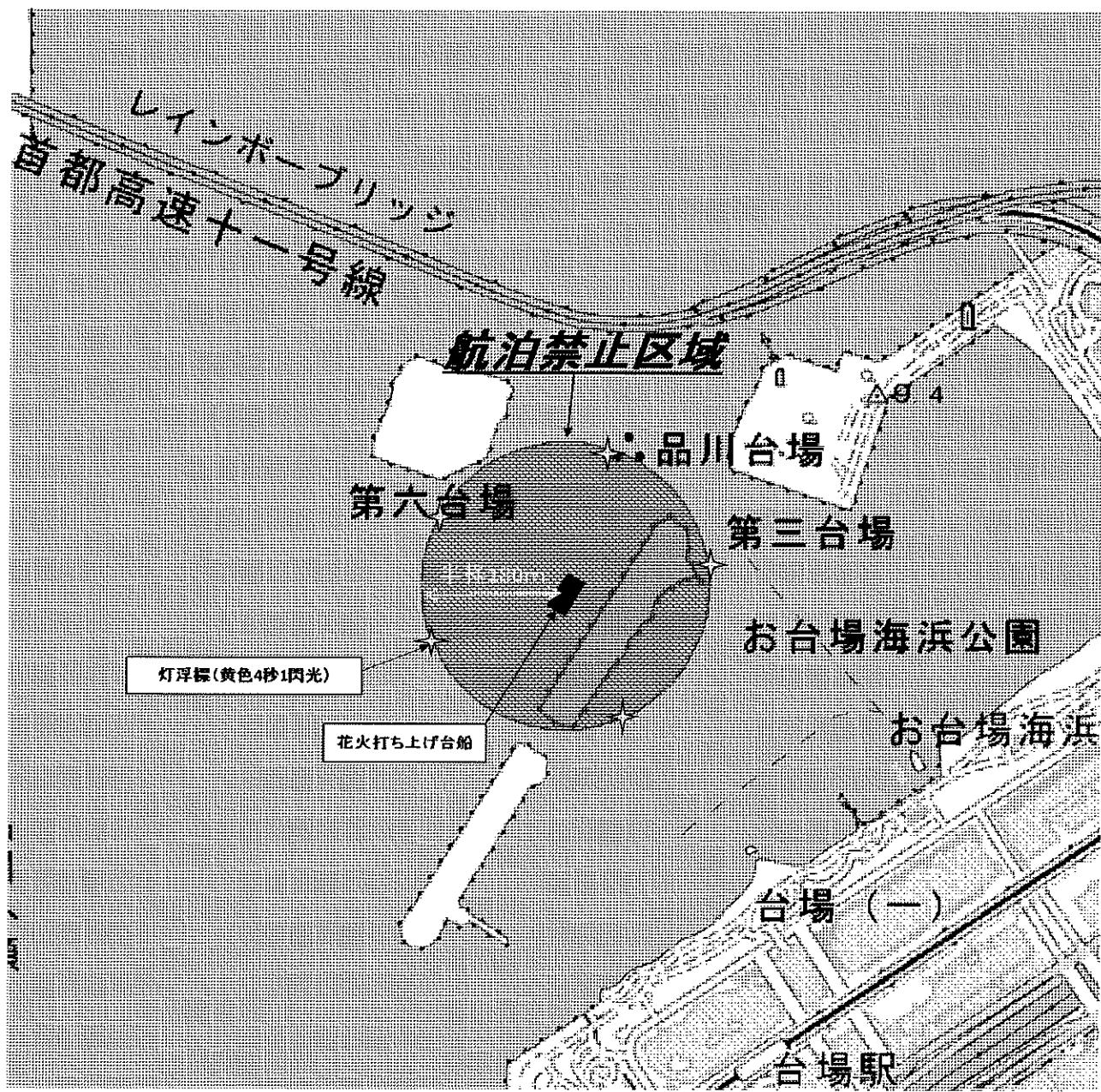
前記 2 の区域を明示するため、黄色灯浮標（黄色 4 秒 1 閃光）が 5 基設置される。

4 その他

前記 1 の間、前記 2 の区域周辺海域に警戒船 4 隻が配備される。

別圖

令和6年12月7日(土)、14日(土)、21日(土)、24日(火)、28日(土)の各日 18時30分から花火打上げが終了し、安全が確認され、標識の撤去が開始されるまでの間(19時05分を予定)



花火打上げ台船(北緯35度37分53.86秒 東経139度46分06.38秒)を中心とする半径180mの円内海域